

# 自主防災組織の結成について

## 1 自主防災組織の必要性

近年、大雨や地震による災害が毎年のように発生しております。本市においても、令和4年8月3日から大雨により甚大な被害が発生しており、またいつ災害が発生するかわかりません。

大きな災害が発生した場合、防災関係機関は総力をあげて防災活動に取り組みますが、防災関係機関だけで十分な初動対応を行うことは困難です。そのため、地域の人たちがお互いに協力し、助け合うことで被害の軽減を図ることが大切です。

自主防災組織は、地域の人たちが自分たちの地域を守るため、日頃より話し合いや訓練などを行い、防災活動を効果的に行うための組織です。



## 2 自主防災組織の作り方

自主防災組織の活動内容を理解し、規約や活動計画を定め、市に結成届を提出していただきます。

各種様式は市ホームページ及び下記担当窓口で入手いただけます。

### 【平常時の活動】

普段から防災に対する正しい知識の習得や防災訓練等を実施します。

- ① 知識の普及
- ② 地域内の防災環境の確認
- ③ 家庭の安全点検
- ④ 防災用資機材の点検整備
- ⑤ 防災訓練の実施 等

### 【災害時の活動】

的確な活動が行われるよう、組織ごとに班を編成します。

- ① 情報班
- ② 消火班
- ③ 避難誘導班
- ④ 救出・救護班
- ⑤ 給食・給水班
- ⑥ 衛生班 等

## 3 自主防災組織への補助等

市では、自主防災組織の結成又は活動を行う際の補助制度を設けています。

令和8年3月末日において、市内では95行政区で自主防災組織が結成され、地域の防災力向上に尽力していただいております。自主防災組織の活動で必要になる資器材等を購入する際は、市の補助制度をご活用ください。

**補助事業の詳細は裏面をご覧ください。**

**なお、令和8年度は6月5日（金）を申請期限としますので、活用を希望する場合はお早めに裏面の最寄りの窓口までご相談くださるようお願いいたします。**

### <新規結成組織> (初めて補助事業を活用する場合の新規結成支援)

- A 補助対象経費 (a+b)140,000 円以内 ※訓練や備品購入等に要する経費  
a 活動費 40,000 円  
b 世帯割 1 世帯 1,000 円で、上限 100 世帯分 100,000 円以内

B 補助率 10/10 ※ 申請期限:組織結成年度の翌々年度まで(1回限り)

(例) 新規結成(50 世帯の場合)

(40,000 円+1,000 円×50 世帯)10/10=90,000 円が補助額の上限となります。

### <既存組織> (補助事業を過去に活用したことがある場合の活動支援)

- A 補助対象経費 (活動費40,000 円以内) ※訓練や備品購入等に要する経費  
B 補助率 1/2 補助上限 2万円

(例) 活動費30,000 円の場合:補助額 30,000 円×1/2=15,000 円

C 補助申請年度において、防災訓練等を実施する団体が対象となります。

防災訓練等とは、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、AED講習会、消防署や  
地元消防団、市職員による講話、学校やこども園、介護施設等との連携した訓練、  
避難経路の確認に関するグループワークなどです。

#### 【注意点】

- ・ 既存組織が継続支援補助事業を使える回数は、令和7年度から数えて累計3回  
までとします。 ※ 令和6年度以前に補助事業を使った回数はカウントしません。

## 4 その他

- (1) 新たに自主防災組織を結成する場合や補助金の申請手続については、下記までご  
相談ください。
- (2) 自主防災組織や町内会等が主催する防災訓練で、事前に市へ訓練計画書を提出し、  
市が認めたものについては、訓練中に発生した不慮の事故による被害者に対し、市が  
補償(※)できる場合がありますので、3の補助事業を活用しない場合でも、任意の訓練  
計画書を下記担当窓口までご提出くださるようお願いいたします。

なお、補償を確約するものではないため、不安をお持ちの場合は、民間保険に加入  
するなど、組織においてご対応をお願いいたします。

※ 市が加入する「防火防災訓練災害補償等共済制度」(日本消防協会)において、  
不慮の事故による被害者に対して市が補償した場合に、日本消防協会から市にて  
ん補されます。

#### 【問い合わせ先】

市役所危機管理課	24-5221	熱塩加納総合支所住民課	36-2111
塩川総合支所住民課	27-2111	山都総合支所住民課	38-3811
高郷総合支所住民課	0241-44-2111		